



規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律

(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものの額は、昭和二十七年

度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号。以下「年金額改定法」という。第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務による傷病を給付事由とする年金 別表に定める障害の等級に対応する年金額

二 公務による死亡を給付事由とする年金 三万一千五百円

三 公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の当該傷病以外の事由による死亡を給付事由とする年金 一万八千六百三円

2 次の各号に掲げる年金の額は、年金額改定法第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第二号に掲げる年金 三

五五千二百四十五円  
二 前項第三号に掲げる年金 二万一千四百四十七円

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による公務傷病年金等の額の改定)

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。第六条第一項の規定により改定された年金のうち前条第一項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

(費用負担)  
第三条 国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。)のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専売公社

三 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道

四 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事由により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の規定による年金を受ける権利を有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「又は昭和二十七年七月分における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)第三條」を、昭和二十七年七月分における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法第九十条の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)第三條」に改める。

給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)第三條又は国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二号)第二条」に改める。

別表

障害の等級	年金額
一級	一三三、〇〇〇円
二級	一〇一、〇〇〇円
三級	八二、〇〇〇円
四級	四八、〇〇〇円
五級	三〇、〇〇〇円
六級	二四、〇〇〇円

備考  
障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基いて大蔵大臣が定めたとする。

○山手政府委員 たいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

和二十九年年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのでございます。

政府といたしましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても、引き続き同様の措置をとることを要当と考へ、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第でございます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、地方財政の現況にかんがみ地方公共団体の財源を増強するため、地方交付税の総額を現行の所得税、法人税及び酒税収入額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることといたしまして、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。この改正に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても、毎会計年度、地方交付税として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二に相当する金額と定められておりますものにつきまして、その率を百分の二十五に改めることといたしたのであります。

また、政府におきましては、同じく地方財政の現況にかんがみまして、入場譲与税として都道府県に譲与する金

と二十九年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのでございます。

政府といたしましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても、引き続き同様の措置をとることを要当と考へ、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第でございます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、地方財政の現況にかんがみ地方公共団体の財源を増強するため、地方交付税の総額を現行の所得税、法人税及び酒税収入額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることといたしまして、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。この改正に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても、毎会計年度、地方交付税として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二に相当する金額と定められておりますものにつきまして、その率を百分の二十五に改めることといたしたのであります。

また、政府におきましては、同じく地方財政の現況にかんがみまして、入場譲与税として都道府県に譲与する金

と二十九年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのでございます。

政府といたしましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても、引き続き同様の措置をとることを要当と考へ、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第でございます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、地方財政の現況にかんがみ地方公共団体の財源を増強するため、地方交付税の総額を現行の所得税、法人税及び酒税収入額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることといたしまして、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。この改正に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても、毎会計年度、地方交付税として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二に相当する金額と定められておりますものにつきまして、その率を百分の二十五に改めることといたしたのであります。



くる、そういったことで、給与所得者  
の場合におきましては、独身者の数が  
相当多いのでございまして、従い  
まして、給与所得の課税を受ける方  
において、負担の額はそれほど大きい  
と言えないと思ひますが、人数として  
かなり大きな人数になつてゐるとい  
うことが指摘できるのではないかと  
に反しまして、農業であります場合、  
あるいは営業であるといった場合に  
おきましては、独身者がそのままや  
つてゐるといふ事例は非常にまれ  
でありまして、大体相当数の扶養家  
族を持つてゐるといふところが、  
やはり人数の上におきましてその  
間相当の開きがある理由じゃないか  
というふうに思ひます。

御指摘のように、給与所得による  
源泉の所得税の額というものは、  
所得税の中から見ましてかなり大  
きな地位を占めております。一つは  
最近の傾向におきまして、特に  
営業の關係でございしますが、昔  
でございまして、個人営業でや  
つていた方が、従ひまして、その  
まゝの姿であれば申告所得税に入  
つてくるという場合のものが、わ  
れわれは法人成りと呼んでおられ  
ますが、会社にはありまして、そ  
の場合の税負担は二つに割れま  
して、一つは会社の重役といった  
ような關係で報酬をもらつてゐる  
給与をもらつ、これがやはり給与  
所得の方へ入つて参ります。同時  
に、そこから出て参ります収益は、  
申告所得税でございまして、法人  
税の姿になつて出てくる。それ  
やこれやありますので、必ずしも  
全体としてそこに給与所得のウェ  
ートが大きくなつてゐるがゆゑに、  
給与所得に対する課税が非常に重  
いんだという結論にはちよつとなら

ぬじゃないかというふうにわれわれ  
思ひます。税法から見ますれば、必  
ずしも給与所得というものが、全  
体的に見まして、たとへば事業税  
とか固定資産税とかいふことま  
で考へて参りますと、特に負担が  
重いといふほどに言へないと思ひ  
ますが、何と申しまして、源泉  
徴収されておられますので、非  
常に所得の把握も的確に参つて  
おられます。そういったことまで  
頭に入れますと、やはり御指摘の  
ように、相対的に見まして、給与  
所得の方が重いのではないかと  
思ひます。これは世間一般の御  
批判でもございまして、われわれ  
もいたしまして、税制調査会の中  
間答申にもその方向の御指摘が  
ございましたので、それを考へま  
して、今度のような御提案を申  
上げた次第でございまして、

横録委員 今の御答申を伺つて  
おると、給与所得必ずしも重い  
とはいへぬ、こういふふうにと  
れるのであります。これは私が  
言ひますまでもなく、「日本の財  
政」の六十二ページの中に、「私  
たちの負担している税金の割合  
は、サラリーマン階級がいちば  
ん高く、商売や事業をやつてゐる  
営業所得者は低く、お百姓さん  
は水準に近く、自由職業などの  
その他の事業所得者はやや低く、  
お百姓さんである農業所得者の  
税負担がいちばん軽い」といふ  
結果となる。と明瞭に出してお  
る。これは、私は単にここに論  
拠を求めようとしておるのでは  
ないか、今日の給与所得に対す  
る課税がいかに重いかといふ点  
をもう少し考へて申上げなければ  
ならないといふ意味で申上げて  
おられるわけなんです。これは  
実例もあつたのですが、たとへ  
ばある営業をしておられた者が  
せがれに代を譲つた、せがれが  
きまじめに

なつて、一生懸命に収入支出を  
つけて申告したところ、昨年の  
税金の三倍以上ものがかつて  
きた、そこで驚いて、今度は、  
税金といふものはどういふふう  
に正直に申告するものじゃない  
か、相当程度ごまかしをして申  
告をしたところ、これは税金が  
正しいところの査定の上によつ  
てやつておる、あるいはまた  
正しいところの納税觀念を植  
えつけるというふうなことで  
なつて、ある程度された考へ方  
、ある程度税務署といふものは  
まかして、現実に出させて、  
営業者の場合には、こういう  
こともとり得るが、給与所得  
者においては、扶養家族等の  
關係でほとんど無税になつて  
おる。ところが二番目、三番  
目が高等学校を卒業してどこ  
か会社にでも通ひ出すと、た  
んに所得税を納める、これは  
所得そのものを比較しても比  
較にならないのだが、課税の  
とらえ方、所得に対するところ  
の把握の仕方、これが今日  
正確に行われていない。勤勞  
所得のように、帳簿上一銭も  
ごまかしのできなはいはつき  
りとした所得といふものと、  
農業産あるいは自由職業、  
商工業というふうな、なかなか  
課税をはつきりとしておる  
といふこと、しかもそこに  
実際上間違いがあるのだとい  
ふこと、当局も知つておられ  
ながら、今日こういうふうな  
ことをしておるといふこと、  
これが現実には給与所得者  
に対する過重な所得税となつて  
現われてきておる。サラリー  
マンは二千億からの税金を納

めておるが、もしもこれが源泉  
でなく、後に申告所得で納め  
るといふようなことであつた  
ならば、おそろく半分の千億  
も集まらないと思ひます。今  
日の課税の仕方、あるいは  
所得税に對するもの考へ方は、  
この際給与所得に對しても少  
し考へ直すべきだ、これを是  
正する道は、勤勞控除とい  
うことが一番妥当な方法であ  
らうと思ひます。この点どう  
考へておるか。○渡邊政府委員  
今の「日本の財政」に書いて  
ありますことつきましては、  
私はどういふふうな解釈して  
おるかと、それはそれとしま  
して、私どもの方で見るとい  
ふものではありませんが、一  
心そういう見方があるとい  
うことについてお話しになつ  
てゐるわけでありまして、私  
もそういふ見方と思ひます。  
それは、先ほども申し上げた  
が、給与所得の場合におきま  
しては、何と申しましても、  
扶養家族の層がかなり多い。  
扶養家族の数が比較して、  
農業や営業の場合に比して  
は、かなり隔たりがございま  
す。農業、営業の場合、特に  
農業の場合におきましては、  
親子二代働いてゐるとい  
ふような問題もございして、  
扶養家族の数が非常に多い  
といふことが、現在の税法の  
建前からいまして、やはり  
そこに一応負担を軽くして  
あげたい、むしろその方が  
公平なんだといふ考へ方を  
われわれはとつてゐるもので  
ございまして、ただ御指摘  
になりまして、それがうま  
くいふていられないかとい  
うことにつきましては、われ  
われも大いに反省すべきもの  
を持つてゐると思ひま

す。今お話しになりました倍、  
半分といった程度のもので、  
これは私正直に申しまして  
少し極端な事例だと思ひま  
す。それが一般的なものである  
といふことは思つておられ  
ませんが、それだからとい  
つて、現在の申告所得税に  
おきまして、青色申告とか、  
いろいろな例外もございま  
すが、全部が百が百まで所得  
が調査され、同時に申告さ  
れてゐるかどうかといふ点  
については、われわれもまだ  
それが理想的にいつてゐると  
いふふうには言ひかねると思  
ひます。ただいろいろの議論  
がございまして、シャウブの  
改正のときの考へ方とい  
つたしましては、税法とい  
うものは、とにかく執行が  
万全にいかないといふこと  
を前提にして作らるべき  
じゃないんだ、むしろ執行は  
執行でもって万全を期すべき  
であり、税法は税法として  
その上に乗つて考へていく  
べきだ、こういう考へ方です  
と申つたわけでありまして、  
しかし執行の方の適正につき  
ましても、その一朝にして事  
がなるものではないと思ひ  
ます。納税者の方々の自覚と、  
それから税務官庁の能力、  
こういったものが相寄りま  
して執行の適正という問題  
もますます、順次改善して参  
つておるといふこと、まだ  
ある程度の理想的な姿にな  
りますには、やはり相当の  
時間をかさなければならぬ、  
こういうこともわれわれ考へ  
ざるを得ないといふ立場に  
立ちまして、従来の考へ方  
と多少角度を変えた面にお  
きまして、税制についても  
考へていくべきじゃないか、  
こういうふうに思ひまして、  
二割の勤勞給与所得控除とい  
う制度を考へる必要がある  
じゃないかといふふうに考  
へて参つた

め、反省すべきものを持つて  
ゐると思ひます。○渡邊政府  
委員 今の「日本の財政」に  
書いてありますことつきま  
しては、私はどういふふう  
な解釈しておるか。それは  
それとしまして、私ども  
の方で見るといふものでは  
ありませんが、一心という  
見方があるといふことにつ  
いてお話しになつてゐる  
わけでありまして、私も  
そういふ見方と思ひます。  
それは、先ほども申し上げ  
たが、給与所得の場合にお  
きましては、何と申しま  
しても、扶養家族の層が  
かなり多い。扶養家族の  
数が比較して、農業や  
営業の場合に比しては、  
かなり隔たりがございま  
す。農業、営業の場合、  
特に農業の場合におき  
ましては、親子二代働  
いてゐるといふような  
問題もございして、扶  
養家族の数が非常に  
多いといふことが、  
現在の税法の建前  
からいまして、やは  
りそこに一応負担を  
軽くしてあげたい、  
むしろその方が公平  
なんだといふ考へ方  
をわれわれはとつて  
ゐるものでございま  
して、ただ御指摘に  
なりまして、それが  
うまくいふていられ  
ないかといふことにつ  
きましては、われわれ  
も大いに反省すべき  
ものを持つてゐる  
と思ひま

のであります。かつて日本の税制におきましては、戦前において給与所得控除が二割になっておりました。それから十五年の改正でもって分類所得税になりましたので、この間は多少制度が變つておりますが、考え方として、は、大體二割の控除を受け継ぐといつたような考え方で基礎計算ができております。二十二年の改正で二割五分になりましたので、當時は、御承知のように相当経済界が混乱しております、やみがかなりあった。こういふ時代におきましては、申告所得税の把握といふものは、いよいよもつてむずかしいわけがございます。そういうことも考慮されておると思つた。一時二割五分の時代がありました。それが、二割五分に下つたわけでありまして、そういつた過去の経緯を考へて、この際として二割程度とつたのが適当じゃないかというので、こういふ一応の結論を出した次第でございます。

○横義委員 この各層におけるところの源泉所得の課税の仕方というものと、これがたとえば同じ百万なら百万と押えた場合においても、その押え方が初めから違つておる。サラリーマンの場合の百万といふものは、掛値なしに百万が押えられておる。それからその他の営業の場合においては、二百萬が百万と押えられたのか、五百萬が百万としないか。いわゆる所得の対象といふものは、つきりしないという上立つておるという見方を私はしておるのであります。また現実にとつてありとありと、これが商工業も農業も自由職業

も給与所得もみな同じように、課税の対象といふものが正確に押えられて、そのもとに一定の額でやられておるならば、私は別段言つておるはなさらぬと思つた。これは単に税制そのものについて問題にすべきだと思つた。非常にアンバランスがあるといふことが、他の職業との間に現実に出ておるとおる。これは、どういふ点で出ておるといふと、地方税では、つきり出ておるといふ。これは、所得で納めた税金の一八％あるいはその他の方法で市町村民税を決定している。従つて所得そのものが、正確に市民税に反映する結果現われてくる。私の居住している市は、四萬ばかりの小さい市ですが、そこで有数の野田しょうゆの茂木財閥といふのが十何人かおつて、そのあつたことがよく勤労者だ。一番から十何番まで何億といふ財閥の人々で、そのあとを受けておるのが全部勤労者である。この中には、営業者といふものほとんど入つておる。そこ、この所得の課税の仕方、重いか、またその間における所得税の課税対象の把握といふことがいかに適正に行われていないかということが、逆算的に言えるのであります。従つて、この問題のとりえ方をしっかりとすれば、扶養控除をどうするの、あるいは勤労控除をどうするの、あるいはこれが八万円でも適當だらう、あるいはこれでもよろしいのだ、というふうな考え方に立つたか、あるいはまだ、この程度の金額ではどういふ問題にならないのだ、もつとサラリーマンの層に対する勤労控除といふものは、大幅にこれを認めなければいけません。

うでなければ、今日の課税といふものは非常なアンバランスの上に、給与所得者に対してだけ重税がかかつておる、こういうふうな考え方が出てくるのであります。この点に対してお考えを伺いたい。

○護憲政府委員 市町村民税の問題につきましては、われわれの方でも一応各種の調査を最近やつてみました。確かに最近の傾向として、市町村民税の上位におる人に給与所得者が多いといふことは、われわれもそういふデータを調べておる。しかし、それで単純にいられるサラリーマンに対する課税そのものが重いのだといふことになるというほどの結論を出すのもどうか。と申しますのは、先ほどちょっと触れましたが、最近の著しい傾向といつたしまして、従来の場合におきましては、個人営業者である、従つてその場合においては、申告所得税を納めていた、こういう姿でございます。市町村民税の課税におきましても、営業の方に相當の上位者が出るのであります。一つ一つの傾向として、法人成りといふ傾向がある。そういう方々が、先ほども申しましたように、みな会社の重役さんだ。そうすると報酬をもらつておる。これが税法の上で申しますと、一応給与所得者になつておる。こういう傾向はやはり見のがせられないでございまして、従つて、頭に出ておる方が給与所得者であるという点だけで、すぐに給与所得に対する課税が重いのだといふことにはならないじゃないかというふうには、私は私の方のデータを分析しまして、一応の考え方を持っております。ただ、しかし、現行の把握と

いう言葉がいいかどうかわかりませんが、調査して出てくる所得額、あるいは申告されている所得額、これは私にいろいろあると思つておる。しかし全部が正確に出されておるというには、言い得ない。これはわれわれも率直に認めざるを得ないと思つておる。従つて、現在われわれの考えておるものは、片方は、青色申告とかその他の制度によりまして、税務行政その他のが適正に執行される、従つてそこが正確な所得が把握されていくように、どこまでもやはり努力を続けていくべきである。同時に、それだけで今までの一つの考え方をしつたのであります。その上、それにはやはり相當の時日を要するので、税制の上におきまして、一応その点を考へ合せながら、そういう事業を頭に入れた意味の控除を考へていくべきではないか。この点多少従来の考え方から申すと、大胆に踏み切つたような感じもいたしますが、そういう意味におきまして、今度の御提案を申し上げたわけでございます。

○横義委員 今の説明では納得ができませんが、現実には、いろいろな点についてさらに申し上げると、確かにちよつとした商店層といふものは、みな法人への切りかえをしておる。従つて法人の所得に対して、これまた市民税としての法人税がかけられておる。従つて、同様に市民税として出てきたもの、あるいは法人としてとられるもの、あるいは法人と合せて私に考へておるのです。そうして町における數百萬、數千萬の財を持って、相當の生活をしておる人々が、法人の組織をすることによって、いろいろに収入を分けておる。そのために現実の

生活といふものは、サラリーマンの人とその法人の人と、相當程度の隔たりがあるといふにかかわらず、出てきたところの税の合計といふものが、市に納める所得を中心としたところの税においてには、はたは、違つておる。市におけるところの一流の商店層といふものは、個人市民税でも、あるいは法人市民税でも、何方合せても、まだ勤労者よりもはるかに低い。これは現実には、表が出ておる。こういうふうなものを見て、一般の人が納得をさるか、これは納得できない。これから推していつて、さらには、たまたま、所得税といふものが、今日給与者に対しての税が一番とつた。これは、税費がほとんどわからない。その他のもの税金だと、徴税費は大體一割以上もかかるのが普通だが、源泉所得の場合はほとんど費用もかからないで、ミスに納めてくる。やりやすいから、ここに課税の対象を求めて、これが重いつたことがわかつておるのだが、これを軽減する方法をやらぬ。これをやると、國の大切な税収に變動を來たす、だからして、これをいじらぬ、二千億からの税収といふものは、大切である。こういうふうにして考へるのはわかるといふが、ただ非常な各層との間にアンバランスがある、耐えがたい苦痛をサラリーマン層に与えておる。それを、そういうふうなアンバランスの上で立つて、なおこれを行なつていこうとする。なおこれに対する根本的な改革をしなかつたならば、税に対するところの熱意は失われ、あるいはまた國民の公平なる負担といふものが行われぬ。こういうふうな観点から、今日の所得税に対する考え方、特に給与

所得者に対して重たいというように考えておるのだが、さらに伺いたい。

○渡邊政府委員 今のお話にごさいました、法人になりましたがゆえに、それで総合的に見まして、税負担が個人であった場合よりもむしろ軽くなっている、こういってような問題は、これはまた一つの別な問題として確かにあると思っております。同時に申し上げておきたいのは、先ほども触れましたが、実は法人になりますと、その従来の御主人が会社の社長になりまして、これが給与所得者になるわけでございます。従いまして、その面だけ言いますと、給与所得者の控除を上げるといふことになりまして、法人の場合と個人の場合との関係がいろいろあります、法人の方がいよいよ負担が安くなるというところからみ合つた問題も一つはあるわけでありまして、横議委員のおっしゃっているサラリーマンというのは、ごく普通のサラリーマンを指してお考えになっておられるのではないかと思いますが、今申しましたように、一応税法の上におきましては、会社の重役といった人も給与所得者の中に入っております。事実お雇い重役的な人も非常に多いわけでありまして、そういう意味におきまして、そこに法人の場合、個人の営業者の場合、あるいは給与所得者の場合、この場合の相互の負担関係というものについて、どう考えていくのが一番公平にして当を得ているか、これをわれわれとしましても絶えず研究しておる問題であり、現在臨時税制調査会におきまして、この点につきまして、やはり一つの問題として、大きくこれを取り上げて検討をしております。ただ、一応全体の結論を

得ますにつきましては、なお若干の時日を要しますので、本年の改正に間に合わない。ただお話しのように一応いろいろな各種の事情を総合勘案しても、また給与所得者の負担は重い、こういうような結論が出来ますので、とりあえずの処置といたしまして、今度のような法案を提出いたしましたわけでございます。

○横議委員 一応商店が法人に切りかえた場合には、いろいろな経費等が認められてきておる。そのために低いというふうな点もあると思つておる。たとえば自転車とかオートバイを買つた場合、これを給与所得者が買つた場合には、税引きの後の金で買わなければならぬ。ところが法人であるものがこれを買つた場合には、実際上はいろいろなふうにより税金からガソリンから、そういうものは全部落す。これが勤労者に認められていない。ここにいろいろの問題点が出てくる。それで、今日給与所得に対する追求というものがいろいろある。出てきて、給食に対して、あるいは日直、当直、こういうようなものに対しても遠慮なくかけておる。あるいは交通費のような場合にも、これを五百円程度しか交通費としての支給は認めない、それ以上に對しては課税をする。こういうふうなあり方というもの、さらに輪をかけて給与所得者に重くなつておる、こういう点はいかがですか。

○渡邊政府委員 給与所得者に対する現物給与について課税していく、これは給与所得に対する課税の考え方からいたしますと、そう違つた方向であるというふうな思つておりません。ただ

それにいたしましたとしても、あまり少額のものに課することはよそよそじゃないか、こういつたような考え方からしまして、今申したような考えをしておるわけでありまして、

結局むしる問題は、たとえばオートバイを買つた場合、会社で買つておれば、これは会社の経費になる。サラリーマンが個人で買つて乗り回しておれば、これは経費にも何にもならない。こういう意味の違ひをどう考えるかという点、もう一つの御質問でございます。会社の場合においては、会社の営業用という考え方であるわけでございます。これは、会社が会社の営業用以外の個人的な使用をしておるとすれば、その分は会社経費に落とすというの、少くとも理論的にできないわけでございます。その辺がなかなかうまくはつきり区別できないというところに、問題が残つておるのじゃないかと思つておる。個人の場合におきまして、給与所得控除を一体どういうわけであるのか、これにはいろいろの理由があるわけでございますが、その一番端的なものとして、給与所得者につきましましては、必要経費といった概念が入つていない。従つて収入金額そのままをまづとつて、今度の改正ができません。必要経費と云ふもの、この二割を控除する、こういうことでも、必要経費というものをこの中に、必要経費という考え方が控除の中に入つておる、こういう考え方があるわけでございます。従いましてその場合にございましては、よしそれが通勤用に使われておる場合においても、控除の方に含まれるがゆえに、これは特別に経費に落すべきでない。ましてそれが個人的に使われておると

いうことになれば、これは当然所得の中から払わなければならない、こういう考え方でも、これを経費に考えていない、こういう考え方をしておるのでございます。

○横議委員 今の場合、たとえば自転車、オートバイのようなものにも、勤労者の場合には二〇％引くから、その中で見るのだ、こういうふうなお考えなんです。実際上には通勤として必要な最小限度のものなんです。従つて、これは二割の中で見るといふよりは、他の職業に対して経費としてこれを見るのならば、同時にまたこれを経費として見るのが公平な措置ではないか、こういうふうな考え方は、それから、たとえば今の電車を利用するところの交通費についても同じでしよう。交通費を自宅から職場までの全額を認めるというのであつたらば、必要経費を認めているということになる。ところがそうでなくて、ある程度の課税標準というものをきめて、五百円であるとか七百円であるとか、こういうふうなものもきめて、それ以上は認めない、従つてそれが自己負担になる、こういうふうな考え方は、必要経費としての公平な考え方ではないのです。この点に対して……

○渡邊政府委員 交通費を給与所得の必要経費に見るのがいかに悪いか、こういう点に対しても、実はわれわれも内部的にはずいぶん議論をしてみています。ただこの問題になりますと、いろいろの問題がからみ合つてございまして、たとえば東京のような都会で考えてみますと、住宅が郊外の方に離れていけば、そのかわり交通費はたくさんかかる。都市のまん中に住宅を持っておきますと、家賃は高い、交通費は低い。そういつたような点まで含めて考えましても、とにかく相当離れたところに親の家があつて、親の家から通つている。従つて相当交通費がかかる。しかし生計はそれだけである。楽といつては語弊があるかも知れませんが、東京で一軒家を持つ、あるいは下宿するよりもはるかに経費が少なくて済む。こういうふうな場合があるわけであつて、交通費の面だけをとりまして、たくさん交通費がかつたからその場合見るべきだ、交通費が少いからこれは必要経費が少い、私どもの方ではそう簡単に言い切れないのじゃないか。それよりもいろいろの面がありまして、一応一割五分とか二割とか控除という制度によりまして、経費を概括的に引くことの方が、全体を総合的に考えて参ります場合には、むしろ負担の公平を得るゆえに、むしろこういうふうな考え方を、われわれとしてはとつていないわけでは……

○横議委員 その考え方がおかしいと思つておる。現在の制度で交通費をとるがために、あるいはまた支給を受けたことによつて、その本人としては、これは所得にはならぬ、単に交通費のかららないものとかかるもの、給与上において平均を得たというだけのもつて、交通費の支給を受けたから、特に所得がプラスになつたというわけにはいかない。従つて、この点は当然経費として認められてしかるべきものだとおもう。特に、たとえば役所の高級職員であるとか、あるいは会社、銀行の重役である者は、自動車で出勤する。

自動車で出勤する場合には、自動車代もガソリン代も全部役所や会社、銀行の費用であつて、これはただである。そうして満員でぶら下つてくる、ぎゅるぎゅるやられてくる連中の交通費に對しては、これを課税の対象にある程度以上は把握された、こういうふうなことは論理的に言つたて立たない。こういうような矛盾を押しつけておいて、そうしてこれはとるべきだ、とらなければいけません、こういうふうなことをやつておいて、一般の納税意欲というものがあつて、あるいはまた他の税金との平均ということに對して納税をするか、これは納税できない。従つてもし今のような考案が当局の全体的な考案方であるとするならば、これは大いに改めてもらわなければならぬ。交通費という最小限の必要経費すらもこれを認めないという考案方、こういうものは即刻払拭してもらいたいと思つておつた、これはどうですか。

○渡邊政府委員 その点になりますと、現在の給与所得控除というものの根拠がどこにあるかという問題をやはり考案していかなければならぬといふふうに思つておられます。いろいろ御指摘のような点になりますと、問題は全然ないとも私も考案していませんが、しかし給与所得控除という考案方の基礎は、結局これは必要経費にかゝるものだ、これがやはり基礎的な考案方ではないかといふふうに思つておられます。

従ひまして、必要経費を全部差し引いてしまふなら、特に給与所得控除はなくしていいのではないかと、従つて必要経費を差し引くという考案方と給与所得控除という考案方をどういふふうに考案していくかといふ問題とにらみ合せて

参りまして、われわれの方としましては、交通費の問題などになりまして、そこにいろいろな住宅問題等も結びついて問題がございますので、やはり従来のやり方をそのまま踏襲しました、こうした給与所得控除のやり方がいいのではないかと、かように考案しているわけでありませう。

○竹谷委員 ちょっとそれに關連してお尋ねしたいのです。これは自分のことになつて非常に恐縮なのですが、たとへば国会議員は、今国会の費用によつて秘書を一人つけてやる、これはわれわれの所得税の納税と別になつて、いろいろの選挙区方面の仕事をするために、その方面に一人どうしても秘書が必要なんです。そういう場合に、それが国会議員の一つの経費として差し引けるかどうかお尋ねしたいです。

○渡邊政府委員 現在の制度でございますと、国会議員の方の課税におきましては、歳費でありませうかと、そうした給与所得關係になつておられます。今の必要経費論を離れまして、給与所得控除といふことでやっておりますので、現在の制度でございますれば、もちろん必要経費といふわけにはいかならぬといふふうに思つておられます。

○横鏡委員 必要経費については、一つ御再考を願ひたいと思つておられます。それから、次に所得税の中から生命保険料を今度は一万五千円ですか、引きます。これは税法の中にあるといえども、それまでですが、立法の精神は、どういふような理由によつてこれを引いているのか承りたい。

う制度は、実はかなり古い制度でございます。われわれもまだ知らない時分からできてゐるわけでございます。しかしわれわれが立法当時の話として聞かされておられる、同時にわれわれが踏襲しておられます考案方といつたしましては、結局生命保険といふのは、長期にわたつて資金の貯蓄をしてゐるといふことです。蓄積をしてゐる、そういう長期資金について、何らかのそうした優遇を特にしていく必要がある、こういふたような考案方、貯蓄の奨励といふことです。その一種だと思ひますが、御承知のように生命保険におきましては、一べんかけ込みますと、年限が参ります。あるいは保険事故が発生しない限りその資金は返つてこないわけでありまして、集めてゐる方から言へば、一番安定した意味の資金である、そうした資金、そうした貯蓄をできるだけ奨励していきたい、こういう考案方が生命保険料控除の制度になつた、かように理解しておられます。

○横鏡委員 生命保険が実際貯蓄である。ただ貯蓄であるけれども、戦前に納めたものは、戦後においては、粒粒辛苦して貯蓄をしたものも、三文の価値もなくなつてしまつた、そういうような意味において、貯蓄はしてゐるけれども、最後にはまだためになつてしまふのだから、従つてこれは捨ててゐる金と同じだから、生命保険控除として認めるのだといふのであるならば、一応趣旨として私はわかると思つたのです。生命保険料をかけたとしても、また将来インフレが進むとか、あるいは何かの大へんな事故が起つて、今かけているところの生命保険がみなだめになつてしまふ、そういうような

考案方を持つてかけておられる者は、私は一人もいないと思つておられます。従つて、おっしゃる通りの貯蓄の奨励という意味であると思つておられます。ただこれは、本人の貯蓄であつたならば、貯蓄される金額、本人の所得となる全体の金額といふもの、そのものが、直ちに税金と同じ意味を持つてゐる、どういふことか。たとへば一万五千円以下の者、この者の場合において、打ち切られないものは、税金に納めるか、あるいは生命保険に納めるか、どつちか同じ意味になつてくる。こういうような制度は、これは他の経費にすらも十分に認めておられない。あるいは勤労控除すらも十分にされてゐない。こういうような点から見たときには、非常に不均衡な生命保険に對しての優遇策である。この生命保険の優遇策といふものは、実際には、所得者の全部が生命保険に入つてゐるものといふ言ひがたい、従つてこういうような不均衡なものを残しておくといふことに対しては、やはり承知したいと思ひます。この点もう一度伺ひたいと思ひます。

○渡邊政府委員 生命保険料の控除という制度は、やはりお話のように長期の貯蓄に對する優遇策であるといふふうに考案してあります。ちよつとお話の中に、一万円かけてゐる、それが税金が一万円すく減るといふように聞きましたが、それはもちろんそういう御趣旨ではないと思つておられます。所得が減るだけでございます。結局税率の何割が適用されますか、それに應じて税金がそれだけ軽減されるわけでございます。

だけの特別な優遇を与える必要があるかないかと、これは、私はいろいろ御議論のあり方と申して思つておられます。従来、やはり資本蓄積という觀念におきまして、そういうたゞの觀念におきまして、これは本法にある規定でございます。特別措置法にある規定でございます。一つは、一つの経済政策的な観点における策であるといふことは、おっしゃる通りだと思ひます。この点につきましては、今回の税制調査会におきまして、全体のそうした経済政策的な措置を検討する機会におきまして、やはり同じように反省して、そのまま残すべきものか、あるいはどうすべきものか、いろいろな結論がどう出るかは別といたしまして、やはり検討するべきものと思ひます。ただこの制度は、かなり各国でも古い制度になつておられます。多少マンネリズムになつておられますが、そういう点につきましては、さらに検討するべきであるといふことは、私も同じような意見を持つておられます。

○横鏡委員 所得税についてもう一点伺ひます。これは所得の結果が市民税として地方税に受け継がれてゐる。先ほど申上げたように、市民税がきつめて高い、しかも給与所得者に非常に高いといふので問題になつておられる。このためにいろいろな騒動が起つたところも現実に出てきておられる。そういうようなところから、ただいま市町村において、サラリーマンの市民税に對しては、条例を設けて特別の勤労控除をしよう。現在のままをそのまま適用したのでは非常に不公平である。従つて特に一割ないし二割のものを条例を作つて特別控除して、その控除し

だけの特例を設けておられる。従つて、これは、私はいろいろ御議論のあり方と申して思つておられます。従来、やはり資本蓄積という觀念におきまして、そういうたゞの觀念におきまして、これは本法にある規定でございます。特別措置法にある規定でございます。一つは、一つの経済政策的な観点における策であるといふことは、おっしゃる通りだと思ひます。この点につきましては、今回の税制調査会におきまして、全体のそうした経済政策的な措置を検討する機会におきまして、やはり同じように反省して、そのまま残すべきものか、あるいはどうすべきものか、いろいろな結論がどう出るかは別といたしまして、やはり検討するべきものと思ひます。ただこの制度は、かなり各国でも古い制度になつておられます。多少マンネリズムになつておられますが、そういう点につきましては、さらに検討するべきであるといふことは、私も同じような意見を持つておられます。

だけの特例を設けておられる。従つて、これは、私はいろいろ御議論のあり方と申して思つておられます。従来、やはり資本蓄積という觀念におきまして、そういうたゞの觀念におきまして、これは本法にある規定でございます。特別措置法にある規定でございます。一つは、一つの経済政策的な観点における策であるといふことは、おっしゃる通りだと思ひます。この点につきましては、今回の税制調査会におきまして、全体のそうした経済政策的な措置を検討する機会におきまして、やはり同じように反省して、そのまま残すべきものか、あるいはどうすべきものか、いろいろな結論がどう出るかは別といたしまして、やはり検討するべきものと思ひます。ただこの制度は、かなり各国でも古い制度になつておられます。多少マンネリズムになつておられますが、そういう点につきましては、さらに検討するべきであるといふことは、私も同じような意見を持つておられます。

た額に対して市民税をかけてやる、こ  
ういうような動きが今市町村において  
あるのですが、もしこういうようなこ  
とをした場合に、どこか法律に触れる  
ような点があるかどうか。

○渡邊政府委員 条例と法律との関係  
につきましても、あるいは自治庁の方に  
はつきり確かめてからお答えした方が  
自信のあるお答えができるのでありま  
すが、ただ現在市町村におきまして、  
これは一五%控除であるということと  
前提としてだと思いますが、昨年の改  
正でしたか、所得税の控除は一五%で  
あるが、オプション・ツーをとる場合に  
は二〇にしている、こういうふうな制  
度は法的にできております。従いま  
してその問題につきましても、法律が  
それを認めているわけでありまして、  
問題は全然ございませぬ。それ以上  
さらさら二割五分まで控除した場合、  
これは私も条例でやっている市町村も  
あることを話には聞いておりますけれ  
ども、それが法的な関係におきまし  
てどういふことになるか。おそらく地  
方税法の規定は一つの標準を示してい  
るわけでありまして、条例は別の規  
定がなし得るのではないかと思いま  
すけれども、法律関係におきましては  
ちょっと自信がございませぬので、自  
治庁とよく打ち合せまして、自治庁か  
ら答弁するなり、われわれの方から答  
弁させていただきますと思えます。

○横井委員 それならば調べてお答え  
をいただきたいと思うのですが、あま  
りにも給与所得の税が高い。その結果、  
ある一つの村においては百五十人くら  
いまでの間に全部サラリーマンです。  
その村の中において自動車を持って  
やっている者、あるいは二町、三町と

いうようなたくさんな土地を耕してお  
る者、あるいはまたいろいろの商売を  
しておる者、こういう者があるのだ  
が、それがもうみな一番下の方に來て  
しまふ。頭から給与所得者がずつと並  
んでくる。しかもその給与所得者がど  
ここのだれという一応名の通って  
いる者ならまだまですけれども、工場  
のすみで、どこに居るかわからぬとい  
うようにして働いておる者が、現実  
に村民税を納めるとなつた場合には、全  
部一番から百五十番まで並んでしま  
つてくる。そのことを発見して、この矛  
盾に耐えられない、そういうような  
ころからだいたいのような動きにな  
つてきて、村で条例を作らせて、そう  
して特別控除をやつて、そのやつた上  
に村民税をかけたところ、こういう  
ような動きが現実に出てきてお  
ります。従つてこれに対して、あとでけ  
こつてからお答えをいただきたい、  
こういうふうに思います。以上で終  
ります。

○松原委員長 次に横山利秋君。  
○横山委員 ちょっと今の質問に關連  
をするのでありますが、今最後に話  
が出た地方における勤労者の動き、比較  
論からする問題と相呼応をして、最近  
各都市、市町村において、こういうよ  
うなお知らせが方々で出ておるわけ  
であります。それはこういうことが警  
てあります。所得割の税率は、市県民  
税と合せて昨年度と比較して若干上  
つておりますが、これは所得税の減税に  
伴う市県民税の減税を避け、おおむね  
従来通りの額が維持できるようにする  
ために引き上げられたとされてお  
ります。こういうものが町や村々に配  
られているのであります。こういうよ

ものが配られて勤労者がびっくりしま  
しても、国税と地方税との違いとい  
ものについて、一般にはそう理解が  
ございませぬ。鳩山さんや一万田さんは、  
勤労所得税を下げますと言つたの  
か、これは議論のあるところであ  
りませぬ。しかし出す方からいへば、  
税であるが地方税であるが税金で  
あるわけでありませぬ。そこは理屈で  
あるわけでありませぬ。それは理屈で  
う割り切れるものではありません。  
従つて最近確かに勤労所得税が年々少  
しずつ下つておるように見えても、実  
際問題としては変らぬ、これはうそを  
つかれたという声が非常に強いのであ  
ります。かてて加えて、今出てお  
つたような質問がこれに輪をかけて  
おるわけでありませぬ。そこで最初の渡邊  
さんの御説明に移るわけですが、あなた  
は、今回の二割の引き上げについて、そ  
の理論を均衡論にとられて、法理上  
いては均衡がとられた、しかし徴収技  
術の上から問題がある、従つて徴収技  
術を上へ上げることによつて均衡をと  
るべきが本旨だと信じておる、しかし  
それもいくまいとして、徴収技術によ  
る不工合を税率の引き上げによつて  
これを補いたい、こういうような考え方  
に最近少し変わったとおっしゃるのであ  
ります。それは僕も現実的な一つの考  
えだと思つておる。ただそういう考  
えは、暫定的といひますか、そうい  
う当分の二割なら二割の問題のみにと  
どまるのであります。一体どうしたら  
眞の現実的な均衡がとれるか、あなた  
は、片一方の問題は徴収技術を完璧に  
する、片一方は勤労所得税を下げ  
ていくことで調和を將來とるとい  
うのだけれども、それは、一歩前進して

おると思うけれども、百年河清を待つ  
理論だと思つて。あなたは減税の問題で  
はなく、均衡の問題を考へておるの  
じゃないかと思つたのですが、どうした  
らほんとうの均衡がとり得るかとい  
点について、あなたの考え方をまず聞  
きたいと思つたのです。

○渡邊政府委員 冒頭にお話しになり  
ました市町村民税の税率を引き上げ  
た、これにつきましても一言御説明を  
申し上げておきたいと思つた。市  
町村民税の方のオプション・ワンとい  
いますか、いわゆる所得税の付加税の  
格好で課税されておるものがありま  
す。オプション・ツーの場合におきま  
しては、一応所得というものにつま  
しては、一応所得した所得に乗つて  
ますが、税率なりその他につきま  
しては、一応所得した所得に乗つて  
た、これにつきましても一言御説明を  
申し上げておきたいと思つた。市  
町村民税の方のオプション・ワンとい  
いますか、いわゆる所得税の付加税の  
格好で課税されておるものがありま  
す。オプション・ツーの場合におきま  
しては、一応所得というものにつま  
しては、一応所得した所得に乗つて  
ますが、税率なりその他につきま  
しては、一応所得した所得に乗つて

税率を上げる、これが、昨年地方税法  
の改正で、一応国会の御審議を済まし  
て得た結論でございませぬ。それが現在  
現実に行なはれる過程になりまして、  
今言つたような話になつておるものと  
思ひます。

それからその次の問題の、勤労所得  
税と、給与所得に対するその他の課税  
と、それから農業とかあるいは営業に  
対する課税はどういう姿が一番均衡を  
得ているか。これは率直に申しまして、  
いろいろ議論のあるところであり、非  
常にむずかしい問題だと思つてお  
ります。あらためて申し上げるのもど  
うかと思つたが、財政学者はいろいろ  
議論をしておられて、たとえば、勤  
労所得というのは負担力が弱いから、  
従つて絶対額は同じでも負担は安か  
るべきものだから、いろいろなことを言  
つておられます。ただそういう学者の論  
は別にしまして、各国の税制を簡単に  
見て参りまして、イギリスにおきま  
しては、一つの勤労控除という制度を  
とつておられますが、その場合の勤労控  
除の対象になつておられるのは、単に  
給与だけでなくて、営業とか農業、そ  
ういった意味のブロード・インカムと  
言つておられて、これは、いわば現  
在の申告所得税に相当入つておる部分  
まで一応控除をしておられるという制  
度をとつておられます。アメリカにお  
きましては、これはまた全然反対でござ  
います。非常に苦しいものでございま  
す。非常に苦しいものでございませぬ  
か、御承知のように市町村も財政的  
に非常に苦しいものでございませぬ  
から、従つて、従来減税前に一割八  
分取つていたと同じ程度の市町村民税  
は絶対額でございませぬ。減税後にお  
いても、市町村民税としてやはり徴収  
したい、こういうような考え方に  
なつて、大体そこでバランスをとりま  
して、本税が下つた分に対応する分だけ

税と、給与所得に対するその他の課税  
と、それから農業とかあるいは営業に  
対する課税はどういう姿が一番均衡を  
得ているか。これは率直に申しまして、  
いろいろ議論のあるところであり、非  
常にむずかしい問題だと思つてお  
ります。あらためて申し上げるのもど  
うかと思つたが、財政学者はいろいろ  
議論をしておられて、たとえば、勤  
労所得というのは負担力が弱いから、  
従つて絶対額は同じでも負担は安か  
るべきものだから、いろいろなことを言  
つておられます。ただそういう学者の論  
は別にしまして、各国の税制を簡単に  
見て参りまして、イギリスにおきま  
しては、一つの勤労控除という制度を  
とつておられますが、その場合の勤労控  
除の対象になつておられるのは、単に  
給与だけでなくて、営業とか農業、そ  
ういった意味のブロード・インカムと  
言つておられて、これは、いわば現  
在の申告所得税に相当入つておる部分  
まで一応控除をしておられるという制  
度をとつておられます。アメリカにお  
きましては、これはまた全然反対でござ  
います。非常に苦しいものでございま  
す。非常に苦しいものでございませぬ  
か、御承知のように市町村も財政的  
に非常に苦しいものでございませぬ  
から、従つて、従来減税前に一割八  
分取つていたと同じ程度の市町村民税  
は絶対額でございませぬ。減税後にお  
いても、市町村民税としてやはり徴収  
したい、こういうような考え方に  
なつて、大体そこでバランスをとりま  
して、本税が下つた分に対応する分だけ

税と、給与所得に対するその他の課税  
と、それから農業とかあるいは営業に  
対する課税はどういう姿が一番均衡を  
得ているか。これは率直に申しまして、  
いろいろ議論のあるところであり、非  
常にむずかしい問題だと思つてお  
ります。あらためて申し上げるのもど  
うかと思つたが、財政学者はいろいろ  
議論をしておられて、たとえば、勤  
労所得というのは負担力が弱いから、  
従つて絶対額は同じでも負担は安か  
るべきものだから、いろいろなことを言  
つておられます。ただそういう学者の論  
は別にしまして、各国の税制を簡単に  
見て参りまして、イギリスにおきま  
しては、一つの勤労控除という制度を  
とつておられますが、その場合の勤労控  
除の対象になつておられるのは、単に  
給与だけでなくて、営業とか農業、そ  
ういった意味のブロード・インカムと  
言つておられて、これは、いわば現  
在の申告所得税に相当入つておる部分  
まで一応控除をしておられるという制  
度をとつておられます。アメリカにお  
きましては、これはまた全然反対でござ  
います。非常に苦しいものでございま  
す。非常に苦しいものでございませぬ  
か、御承知のように市町村も財政的  
に非常に苦しいものでございませぬ  
から、従つて、従来減税前に一割八  
分取つていたと同じ程度の市町村民税  
は絶対額でございませぬ。減税後にお  
いても、市町村民税としてやはり徴収  
したい、こういうような考え方に  
なつて、大体そこでバランスをとりま  
して、本税が下つた分に対応する分だけ



も御議論が出ましたが、農業の所得と営業所得というような場合におきましては、収入金額から必要経費を差し引いた残りを所得にしている。ところが給与の場合におきましては、一応収入金額そのもの、それからある所得控除をしまして、残りを所得にしている、これは考え方の基礎としましては、必要経費に当るものを控除している、これがまず第一だというふうに思っております。従いまして、課税の把握が適正に参りますと、やはり問題はその辺にずつとしばられてきまして、一体給与所得控除というものをどういう考え方でやるべきか、必要経費として控除する、これは当然必要経費という考え方があっていいと思っておりますが、さらに今申しましたように、財政学者がよく言っております、給与所得は租税力が弱いのだという考え方、これをどこまで入れていくべきか、さらにその場合において、サラリーだけに限定されるべきか、いろいろの問題があると思ひます。数字的な点につきましては、われわれとしてもまだ自信のある結論を持ってゐるわけではございませんが、このような点につきましても、とりあえず臨時税制調査会においてよくと議論をしていただきたい、かように考へておきます。

○横山委員 残念ながら十分納得できるような御答弁ではなくて、問題点のほんの一つか二つを御提示になつたやうな気がするわけですが、負担の均衡ということ、鳩山内閣が今度の税制の中でうたわれた重要な眼目であるとするならば、もう少し今日の二〇%—政府の提案している二〇%というものは、いふならば確信と自信とに裏づけ

られた数字ではない、しかし、今後はさらにその公約の不均衡の是正というものが行われると私は信ずるのであります。信ずるのだけけれども、その方法やいかんということになると、まだ十分なお話ができませぬ。一体理論の上から進んで均衡をとつた方が早く達するのだから、それとも、実態論の上からいつて均衡をとつた方が早く達するのかわり、二つの考えを私は持つておるわけです。政府として数年前におやりになつたさうであります、具体的にモデルを—都市周辺のところが一番早いのだと思ひますが、具体的にその比較論を研究してみなさる気持は今ないであらうか。その中から何が問題点であるか、どういふふうな不均衡であるかというところをお調べになる必要がございまして、それが第一です。

第二番目は、今確かに五%引き上げられて、そして勤労者についての税金が安くなつたように見える。しかし、これを去年のわれわれのころにおける討論と思ひ比べてみるならば、私は五%というものは大して効果がないと思ひます。今実施をされておるのが選択課税であります。私は、あの選択課税については非合理性並びに複雑性をいふべし追及したものでありますけれども、あの選択課税の実施状況といふものが、すでに臨時税制調査会においても、あれはむだで、無理じゃないかという議論が相当あるやうであります。廃止したらどうかという意見すらあると私は聞き及んでおるわけであり、かりにあれがフェーヴァを及ぼした階層に比べてみますと、比較論ではあります、勤労者以外のところに

フェーヴァがずいぶん及んでおつて、勤労者の内部においてはせいぜい三%くらいであります。そういたしますと、片一方は五%、片一方は三%、その三%の上へ今度五%積んだといつたしましても、五%下つたといつて大きな口を—といつては失礼であります。そういふことはあまり言われるほどのことではないじゃないか。もしかりに、選択課税の問題が簡単に勤労者にフェーヴァが及んでおるならば、私はこうは言ひませぬ。従つて今度の五%というのは、暫定的なものと考え方に、しかも選択課税の上に積み重なつたものであるから、実際の不均衡の是正という点には、議論をするにもあまり力が出てこない、こういう感じすらいたすのであります。この点はどうですか。

○渡邊政府委員 理論の上から問題を片づけていくべきか、実際の上から問題を片づけていくべきか、これは、考へ方は、理論の上は理論の上、実際の上は実際の面、両方の上から問題を詰つた上で、結論としてはやはり一つのものが出てくるんじゃないかというふうにして思ひます。御承知のように決して単純な問題ではございませぬので、われわれもあらゆる角度から問題を見ていきたいと思つておられます。都市周辺といったようなところから具体的に事例を拾つてみたらどうかということですが、実はわれわれも、いろいろな角度から問題を検討しておりますが、特に申告所得の人に問題があるんで、その方のほんとうの所得が幾ら、税務署に出ている所得が幾ら、この点が実はなかなか的確には調査しにくいわけでございます。たとえばほんとうの所

得は三十万ある、税務署には二十五万しかかいていないといふことがはつきりわかれれば、税務署の方は二十五万じゃあつておかないわけでございます。そこ、御指摘のような調査が何とかできればいいという気持で、いろいろな角度から問題を考へておられますが、なかなかこれで御納得をいただくといった意味のはつきりしたデータはできにくいといふところに、われわれも悩みを持つておられます。

それから選択課税の問題と結びつけていろいろ御意見がありました、これはいろいろ経過をわれわれは振り返つてみる必要があつたと思ひます。当初におきましては、社会保険料控除の制度はなかつたわけでございます。社会保険料控除の制度は、当然あるべきものだといふことで、一応社会保険料控除の制度が一五%の給与所得控除のほかに出てきた。この場合におきまして、社会保険料控除というのによつて大きくフェーヴァを受けたのがまず給与所得者である。それで昨午国会で修正がありましたときの御議論の中心は、一応社会保険料控除、あるいは社会保険料によつてフェーヴァを受け得ない人といふものについてやはり考へていくべきじゃないか、こういうお話で、選択課税の制度ができたわけでございます。それにもかかわらず、この際給与所得者の負担が相対的に重いんじゃないかといふので、今度の措置をとつたわけでございます。われわれも税制調査会といひます、来年の機会におきまして、今度の措置をした後に全面的に二%検討すべきものであるといふことにつきましては、別に何ら異論がございませぬ。もう二割したからおし

まいだ、これでいいじゃないかといふたうな単純なものの考へ方はしておられません。全面的に検討すべきものだと思つておられますが、しかしこのことは、この際としてはとりあえずどういふ措置をとつていきたいといふふうには考へます。

○横山委員 最後の言葉で、私の質問は了承をいたします。ただ、あなたのまん中の言葉のときに、自民党の皆さんのものを言われたので、ちょっと聞き漏らしたかもしれませぬけれども、こういう意味だつたらうと思ひます。選択課税については、当時自由党、民主党の皆さんが、社会保険料については勤労者だけよくて、そのほかのフェーヴァがない、だから、それだけを見てお考へになつた、こういうふうにお考へになつたやうです。それは全くその通りであります。それを逆の言葉で申せば、まさに自由党、民主党の皆さんは、木を見て森を見ず税法を改正なさつたといふことを、あなたは逆に裏書きをされたやうな気がするのであります。全くあなたの答弁の通りだと私は思ひます。あの当時におきましても、私は全体からいつて勤労所得税は高い、全体を見てもらわなければ困る、おまけに勤労者内部においてもアンバランスを生ずるのだと口をきわめて言つたのであります。果せるかなその通りであります。しかも輪をかけて今日の弊害を招いたのであります。それで、今回の二〇%というものが暫定的で、しかも実態的にはなかなか十分な研究もしておらないのでありますから、どうか百尺竿頭一歩を進めて、一つ具体的に研究が願ひたいと存するのであ

ります。

時間がありませんから、恐縮ですが、もう一つだけ。この間渡邊さんに質問をしたのですが、どうも納得できませんでしたので、問題点だけ一つお答え願って、あした私この問題について伺いたいと思います。軽油税の問題であります。私はもう一ぺん臨時税制調査会の本文を見てみましたけれども、軽油税創設の件は、地方財政の赤字によってこれが取り上げられておるのであります。そのことについては、私はどなたが読んでもこれは間違いない理解だと思っております。なるほど経過にいろいろのことがあったかも知れませんが、しかし、この本文から出て参ります言葉は、地方財政が赤字であるから、揮発油との均衡を考慮して、軽油消費税を課税する、こういうふうに見るのが順当かつ普遍的な解釈であるように思っております。私の聞くと、ころによりますと、政府内においても、一般課税としてこれを創設するといふふうに最初あったのですが、与党内においていろいろの議論が起って、これを目的税として創設し、用途別免税を設けるといふふうに変ったと聞いておるのでありますが、その通りでありますでしょうか。

○渡邊政府委員 答申というのは、結局文句がそのままじゃないじゃないかというふうな御議論を進めていらっしゃるようでございます。法律の条文でございますれば、これは確かにおっしゃる通りでございますが、やはりこうした答申の場合におきましては、委員の方々がいろいろお話しになったその趣旨と書いた結論は、当然結びついて考えていいものと思っております。

○横山委員 それでは時間がございませんから、明日この問題について大臣の答弁を求めます。  
○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。  
午後零時三十三分散会

当時地方財源の充実を何とかして考えたいという考え方から、幾つかのこうした不均衡是正を中心にした税収の確保という案が出たわけでございまして、軽油につきましては、前からいろいろ議論がございまして、とにかく揮発油につきましては、御承知のように国で揮発油税を課税し、地方財源としては、地方道路税を課税している。それに対しては、軽油につきましては、これはいろいろの事情はありますが、これはいろいろの事情はありますが、課税してはなかつた。従って、道をこわすのはどっちかといえは、ディーゼルの方がむしろ多くても少いことはあるまい、こういった考え方からしまして、軽油に対してやはり課税していい、しかし、それも考え方としましては、揮発油とのバランスというものが考え方の中心でございますので、自動車用のものでございまして、自動車のなつたわけでございまして、これを道路財源に使うことに限定するかしないかという問題につきましては、私はこれを限定したといたしまして、この中間答申の趣旨にそむいては、これは実は解釈しません。

なおお話にありました議論の過程におきまして、軽油に対する課税をあえて自動車用に限定しないで、もつと広く課税したらどうかという議論は、一応自由民主党の中にごさいましたが、結局、それは主として課税技術の問題と結びついてきた議論でございましたので、それだけで問題をそういう方向へ結論づけるのはやはりおかしいじゃないかという結論に最終になりました。現在政府が提案しておりますような結論になつたわけでございます。